

平成 29 年定例会

環境生活農林水産常任委員会 説明資料

◎ 議案補充説明

1	議案第 161 号 損害賠償の額の決定及び和解について	1
2	議案第 162 号 三重県総合博物館の指定管理者の指定について	2
3	議案第 163 号 三重県立美術館の指定管理者の指定について	2

◎ 所管事項説明

1	高等学校生徒募集定員に係る公私比率等検討部会の開催状況について	10
2	汚染土壌処理業に関する指導要綱の制定について	18
3	ドローンによる廃棄物監視・測量システムの導入について	21
4	ダイバーシティみえ推進方針（案）について	24
5	各種審議会等の審議状況について	29

別冊 1 三重県汚染土壌処理業に関する指導要綱（最終案）

別冊 2 ダイバーシティみえ推進方針（案）

平成 29 年 12 月 11 日

環境生活部

(議案補充説明)

1 議案第 161 号 損害賠償の額の決定及び和解について

1 損害賠償の義務の発生原因となる事実

昭和 38 年 5 月に、旧三重県立博物館が「預り証」を発行して寄託を受けた「かまくら古墳（多気郡明和町上村地区所在）」からの出土品「獣形鏡」等を紛失しました。このため、その損害を金銭賠償する必要があります。

つきましては、地方自治法第 96 条第 1 項の規定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解について、議会の議決をお願いするものです。

2 損害賠償の相手方

多気郡明和町大字上村 695 番地 6
上村自治会 会長 北川 浩 平

3 損害賠償の額

1, 070, 000 円

4 損害賠償の内訳

以下の寄託を受けた物品の損害に対する賠償

獣形鏡	1 面
切子玉（水晶）	1 個
管玉	9 個
須恵器（蓋のみ）	1 個

5 再発防止について

本件の発生原因については、収蔵庫の不備や期間を定めず寄託を受けていたこと等であると推測しています。

現在は、収蔵庫を整備し、寄託品については期間を定めて更新手続きを行う等、より適切な保存・管理を行っています。

(議案補充説明)

- 2 議案第 162 号 三重県総合博物館の指定管理者の指定について
- 3 議案第 163 号 三重県立美術館の指定管理者の指定について

1 議案

議案第 162 号 三重県総合博物館の指定管理者の指定について

議案第 163 号 三重県立美術館の指定管理者の指定について

2 指定管理者の指定

環境生活部が所管している公の施設「三重県総合博物館」および「三重県立美術館」の業務の一部について、平成 30 年 4 月 1 日から指定管理者による管理を行わせるため、「三重県総合博物館条例の一部を改正する条例（平成 29 年三重県条例第 30 号）による改正後の三重県総合博物館条例（平成 25 年三重県条例第 64 号）」第 6 条第 2 項および「三重県立美術館条例の一部を改正する条例（平成 29 年三重県条例第 31 号）による改正後の三重県立美術館条例（昭和 57 年三重県条例第 1 号）」第 6 条第 2 項の規定に基づく指定管理者の指定についての議決を得ようとするものです。

3 対象施設

施設名称（所在地）

三重県総合博物館（津市一身田上津部田 3060）

三重県立美術館（津市大谷町 11 番地）

4 指定管理候補者の名称等

所在地 津市一身田上津部田 1234 番地

名称 公益財団法人三重県文化振興事業団

代表者 理事長 雲井 敬

5 指定の期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

6 指定管理候補者の審査・選定の経緯

(1) 指定管理者の申請状況

平成 29 年 9 月 8 日に、公益財団法人三重県文化振興事業団から申請がありました。

(2) 指定管理候補者の審査選定の経過

指定管理候補者の選定過程の透明性を高め、公正な手続きを確保するため、外部の有識者で構成する選定委員会を設置し、県民の平等な利用の確保、適切な維持管理、県民サービスの向上、経費の節減等の観点から、書類審査、聴取審査を行いました。

①選定委員会構成員

- 委員長 豊田 長康 (鈴鹿医療科学大学学長)
委員 小川 友香 (東海税理士会三重県支部連合会推薦税理士)
委員 片山 眞洋 (三重弁護士会推薦弁護士)
委員 河原 徳子 (公募委員)
委員 錦 かよ子 (作曲家、元三重県立美術館協議会委員)

②審査の経過

- 平成 29 年 7 月 26 日 第 1 回選定委員会 (審査基準等の決定)
平成 29 年 10 月 18 日 第 2 回選定委員会 (総合審査)

③提案内容および審査の概要等

申請団体が提案した主な内容とそれを審査した基準や配点、県が求めた水準等については、別紙のとおりです。

④審査結果

選定委員会の審査の結果、公益財団法人三重県文化振興事業団が指定管理候補者として適当であると判断されました。(評価点 1,716 点/満点 1,900 点)

⑤指定管理候補者の選定

選定委員会の意見をふまえ、公益財団法人三重県文化振興事業団を指定管理候補者として選定しました。

⑥選定した理由

選定委員会の審査結果から次のとおり総合的に判断し、公益財団法人三重県文化振興事業団が指定管理候補者に適していると認められることから、選定しました。

- ・三重県総合博物館および三重県立美術館の特性や目的、役割、さらには県立文化施設の集積の利点を生かした施設運営の必要性等を十分に理解しており、指定管理業務の遂行を通じて、県が進める「文化と生涯学習の振興」施策の目的実現への貢献が期待できること
- ・第 2 種電気主任技術者等の資格を有する施設管理専門職員をはじめとする職員のスキルとノウハウ、ISO9001 に基づく自己評価体制等を生かし、安全・安心を最優先とした施設運営と維持管理コストの縮減が期待できること
- ・両館とのこれまでの広報や事業での連携実績をふまえ、これを継続・強化する計画となっており、文化交流ゾーン全体の魅力の効果的なPRや、これを通じた文化交流ゾーン構成施設の一層の利用促進が期待できること
- ・利用者の意見・要望の把握とその後の管理運営への反映に積極的な姿勢を有するとともに、これまで実施していない未利用者の意見収集を効率的に実施する計画となっており、これらにより、施設の一層適切な維持管理や県民サービスの向上が期待できること

7 期待される効果

今回選定した指定管理候補者が管理業務の一部を実施することにより、施設の一層適切な維持管理、県民ニーズの把握や情報発信、施設の集積の利点を生かした施設運営など、県民サービスの向上が期待できます。

8 協定書で定める主な項目

指定管理者の指定の議決を受けた後、県と指定管理者との間において、指定期間を通じての基本的な事項を定める「基本協定」と、年度ごとの事業実施に係る事項を定める「年度協定」を締結することとしています。

指定管理者と締結する基本協定書の中で定める主な項目は、次のとおりです。

- ① 県施策への配慮
- ② 情報公開および個人情報保護
- ③ 第三者への再委託の禁止・例外の取扱い
- ④ 施設利用者の意見等の反映
- ⑤ リスク分担
- ⑥ 業務計画書の提出
- ⑦ 業務報告書の提出
- ⑧ 事業報告書の提出
- ⑨ 実施状況の調査、指示等

9 今後の取組予定

指定管理者の指定の議決を受けた後は、次のスケジュールにより具体的な手続きを進めます。

平成29年12月	指定管理者の指定
平成30年3月	協定書の締結
平成30年4月	指定管理者による施設管理の開始

審査基準		県が求めた水準（主なもの）	配点	主な提案内容 (公財) 三重県文化振興事業団	336点
1 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること		<p>県では、三重県総合博物館（以下「総合博物館」という。）の開館を契機に、三重県総合文化センター（以下「総合文化センター」という。）周辺の各県立文化施設が中核的な拠点（文化交流ゾーン）を形成することにより、県民の皆さんが心の豊かさと安らぎを感じ、知的な刺激を受けられるよう、文化にふれる機会を多く提供することを目的として施策を展開しています。既に指定管理者制度を活用している総合文化センターの管理の範囲に、三重県立図書館（以下「図書館」という。）の管理運営の一部を追加することに加え、文化交流ゾーンを構成している県営施設である、総合博物館および三重県立美術館（以下「美術館」という。）に指定管理者制度を導入して一体的に管理し、民間が持つ知恵や豊富な知識などを有効的・効果的に活用することにより、これらの施設の効用を最大限に発揮し、もって、県民サービスの向上および経費の削減を図るとともに、県がめざす施策の実現に寄与します。</p> <p>指定管理者が業務の遂行にあたり業務の質の向上を図るため成果目標を次のとおり設定します。この目標を超えることができるよう努めてください。</p> <p>ア 施設管理関連に係る利用者満足度（4段階評価で3以上）：毎年度95% イ 指定管理業務に係る経費：基準額（※）より1%以上削減</p> <p>※ 直近3ヶ年の決算額等を勘案して定めた額</p> <p>企業（団体）倫理、コンプライアンス（法令順守）の確立、グリーン購入や省エネ等環境管理の推進等に向けた取組を行ってください。</p>	<p>70点 ×5人 =350点</p>	<p>〔管理運営の総合的な基本方針〕</p> <p>総合文化センターの指定管理者として、文化芸術、生涯学習および男女共同参画社会づくりに関する事業に加え、直営館である県立図書館を含む総合文化センター全体施設の管理運営を通じて培ってきた専門性やノウハウ、構築した人脈・ネットワークを今回の総合博物館等の指定管理業務へ最大限活用するとともに、指定管理業務以外の事業連携についても邁進し、三重県がめざす「文化交流ゾーン」の一体的な運営に貢献していくこととしており、「みえ県民カビジョン」および「新しいみえの文化振興方針」をはじめとした関係法令や県が推進する施策についてその趣旨を理解し、利用者の公平・公正等にも配慮しながら、県民サービスの向上および可能な限りの経費の削減を図っていきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 文化交流ゾーンを起点とした魅力ある施設づくり 2 安全・安心が実感できる施設の維持管理 3 コストバランスを意識した経営 <p>自己目標1項目を追加して、次の3項目を成果目標とし、国際規格ISO9001に基づく自己評価・改善を行いながら適切に運営します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設管理関連に係る利用者満足度（4段階評価で3以上）・・・95% ・指定管理業務に係る経費削減率・・・1% ・総合博物館・美術館との事業連携数・・・5回（各年） 	
①管理運営の総合的な基本方針	<p>管理運営の基本方針が県の基本方針と合致しているか</p> <p>施設の特長や業務内容を理解しているか</p> <p>社会的弱者への配慮等、利用者の公平、公正な利用について考慮しているか</p> <p>県立文化施設の集積の利点を生かした連携取組について理解・協力が得られるか</p>				
②成果目標と自己評価	<p>施設運営の成果目標が適切に設定されているか</p> <p>自己評価の体制および基準は確立されているか</p>				
③企業（団体）の社会的責任	<p>企業（団体）倫理、コンプライアンス（法令遵守）、環境管理（グリーン購入や省エネ等環境負荷軽減に関する取組）への対応は適切か</p>	<p>企業（団体）の社会的責任</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県100%出損の公益法人であり、あらゆる社会的責任について、地方自治体と同等の責任を担っていると考えています。地方自治法をはじめとする国の法令遵守はもちろんのこと、県条例や規則、「みえ県民カビジョン」、「新しいみえの文化振興方針」における県施策等を十分に理解しつつ、私たち独自の規定・要綱を定め、公正で透明性のある管理運営を行っていきます。 ・総合文化センターを管理していく上で、東日本大震災以降さらに省エネ運用方法を見直し、「省エネ運用ルール2012」を策定しています。照明器具のLED化の施工をはじめバックヤードの照明電球などの間引き、照明・空調使用の管理徹底、空調に関わる電気・ガスの運転方法変更など省エネルギー対策を積極的に実施しており、エネルギー使用量の圧縮に成功しています。今回の指定管理業務でも総合博物館、美術館の県直営部門に配慮しつつ、できる限りこの手法を取り入れ、他に改善すべき点を洗い出し環境負荷軽減に努めていきます。また、消耗品や印刷物の発注の際にはグリーン購入を仕様に明記するよう心がけていきます。 			

<p>2 事業計画の内容が、総合博物館および美術館の施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること</p>		<p>100点 ×5人 =500点</p>		<p>454点</p>
<p>①維持管理業務全般の基本的な考え方および管理の方法</p>	<p>維持管理事業は管理基準を達成し、現在の維持管理レベルを保つものであるか</p> <hr/> <p>施設の維持管理に係る効率的で安定的な取組は提案されているか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関連する法令等を遵守し、別途定める管理基準に従い、施設等を良好に維持管理してください。 ・実施に際しては、必要な官公署の免許、許可、認可等を受けてください。また、業務委託による場合は、再委託先が必ず免許等を有していることが必要です。 	<p>〔維持管理の基本方針〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の法令遵守はもちろんのこと、条例や規則を十分に理解しつつ、公正で透明性のある管理運営を行ってまいります。 ・総合博物館・美術館が担う運営方針・役割を十分理解することに加え、総合博物館・美術館の直営部門の職員とのコミュニケーションを大切に、安全・安心を最優先とした安定的な運営をめざします。 ・最適な委託業者の選定と総合文化センターの運営経験に基づく適切な管理監督を行うことが可能です。 <p>〔日常維持管理業務〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場の声や施設の巡視などを通じて実態の把握に努め、直営修繕か外部委託かを切り分け最適な方法で日常の維持管理を実施します。 	
<p>②利用者の安全確保策、事故防止策、危険箇所等の早期発見やその措置</p>	<p>利用者の安全確保、事故防止策は具体的に効果的なものか</p> <hr/> <p>危険箇所・破損箇所・不良箇所の発見やその措置は適切な提案がなされているか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の安全確保、事故防止対策を講じるとともに、作品・資料の保護・保全が適切に行われるように施設等を維持管理してください。 ・施設・設備に不具合が発生した場合に、迅速かつ的確な措置を講じることができる組織体制を確保してください。 ・危険箇所・破損箇所・不良箇所の早期発見に努め、発見した場合には迅速に適切な措置を講じてください。 <p>・施設賠償責任保険に加入してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第2種電気主任技術者等をはじめとした施設管理専門職員を有しており、職員が直営施工できるものを迅速かつ的確に修繕します。 <p>〔施設賠償責任保険〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本博物館協会を通じ博物館総合保険に加入したいと考えています。 	
<p>③緊急時・事故発生時の対応等危機管理</p>	<p>緊急時・事故発生時における危機管理対応は適切な提案がなされているか</p> <hr/> <p>緊急事態を想定した研修や訓練等の対策は適切に提案されているか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害および事故等の不測の事態（以下「緊急事態等」という。）を想定した危機管理体制の整備および危機管理マニュアルを作成してください。 ・緊急事態等が発生又は発生の恐れが生じた場合は、危機管理マニュアルに従って速やかに適切な措置を講ずるとともに、県をはじめ関係機関に連絡通報してください。 	<p>〔危機管理体制および危機管理マニュアル〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理職員の研修・訓練を実施しながら危機管理体制を築きあげます。 ・各館が持つマニュアルに準じた危機管理対応マニュアルを作成するとともに、県直営部門と協力し緊急連絡網を作成します。 <p>〔危機管理研修・訓練等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理を統括する総務部常勤職員13名中11名が防火管理者資格を有しており、総合博物館、美術館に常勤する職員にも有資格者を配置します。 ・危機管理マニュアルの周知・改善を進めるために、年1回以上の訓練を実施し、対応力の強化に努めます。 	
<p>④個人情報保護、情報公開</p>	<p>個人情報保護、情報公開を積極的に行う体制がとられているか、職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者は、三重県個人情報保護条例（平成14年三重県条例第1号）第13条第4項で準用する同条第1項から第3項までの規定を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、総合博物館および美術館の管理に関して知り得た情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはなりません。 	<p>〔個人情報の管理と情報公開〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合文化センターの個人情報を管理していることから、個人情報保護法の適用事業所となっており、総合博物館・美術館の指定管理業務においても同様に管理します。 ・三重県の情報公開条例の趣旨に準じた情報公開実施要綱を定めており、公開の基準や手続き等はすべて三重県と同様の取扱いをしています。 	
<p>⑤県が推進する施策に準拠する管理運営</p>	<p>人権尊重、男女共同参画、ユニバーサルデザイン、次世代育成等の県の施策に配慮した提案となっているか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動、ユニバーサルデザインのまちづくり、障がい者理由とする差別の解消、障がい者就労施設等からの優先的な調達、次世代育成支援、地震防災対策等の県が推進する施策について、その趣旨を理解し、率先して取組を進めてください。 	<p>〔人権尊重社会の実現〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー化の推進等、6項目の人権尊重基本方針を定めています。 <p>〔男女共同参画社会の実現〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事会等への女性登用促進等、5項目の男女共同参画推進基本方針を定めています。 <p>〔持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・光熱水費の抑制、ゴミの分別・持ち帰り推進、グリーン購入推進と紙資源の利用抑制、アイドリングストップ運動等を実施しています。 <p>〔ユニバーサルデザインのまちづくり〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の声や職員提案によりユニバーサルデザインのまちづくりの実現に向けて、車椅子等の貸出等に積極的に取り組んでおり、総合博物館・美術館の県直営部門およびボランティア等と連携してまいります。 <p>〔障がいを理由とする差別の解消〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不当な差別的扱いの禁止等を定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づく職員の対応に関する要領を策定しており、これを念頭に置いて対応していきたいと考えています。 	

				<p>〔障害者就労施設等からの優先的な調達〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 県の「三重県障害者就労施設等および障がい者雇用促進企業等からの物品等の調達方針」をもとに取り組みたいと考えています。 <p>〔次世代育成支援〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 妊婦や子ども連れ家庭に利用しやすい施設運営等、3項目の次世代育成支援対策基本方針を定めています。 <p>〔地震防災対策〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 危機管理体制および危機管理マニュアルを整備し、危機管理研修・訓練等による危機管理体制を確立します。 	
<p>3 事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること</p>	<p>ア 総合博物館、美術館および総合文化センター（図書館を含む。）の広報（例として、津駅前看板等、津駅から文化交流ゾーンに至る経路での看板および文化交流ゾーン構成施設の館内でのサイン並びに県内外でのPR等の文化交流ゾーンの広告宣伝等）および総合博物館、美術館、図書館および総合文化センター（図書館を含む。）の全部または一部が協力して実施する展示・イベント等についての広報を行う。</p> <p>イ 館および展覧会等に関する広報 県が作成した展覧会、講演会等のポスター・チラシについて、県や関連組織と協力して配布を行う。</p> <p>ウ インターネットを活用した広報 県が公開しているホームページへのリンクやSNSの活用などにより、展覧会、講演会等の周知に協力する。 (イ、ウ以外の館および展覧会等に関する広報業務は除く。)</p> <p>エ 県と協議しながら、利用者に対しては各施設に常設したアンケート用紙等を用い、また未利用者に対しては年1回以上アンケートを実施し、顧客分析を行う。</p> <p>指定管理者は、総合博物館および美術館利用者のサービス向上等の観点から、アンケート等により、総合博物館および美術館利用者の意見・苦情等の聴取を行うとともに、総合博物館又は美術館と協議のうえ、聴取結果をその後の管理運営に反映させていただきます。また、聴取結果および業務の改善状況等について、県に報告してください。</p>	<p>80点 ×5人 =400点</p>	<p>〔文化交流ゾーン全体に関する広報〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 広報誌「Mニュース」の誌面拡大等、既存のツール・ルートを駆使して情報発信力を強化します。 夏休みに実施している県内最大規模の文化イベントである「M祭！」で総合博物館をサテライト会場にしており、30年度以降もさらに事業連携による文化交流ゾーンのPR力強化を行います。 総合博物館・美術館と連携し、東紀州地域からのバスツアーを実施してきており、30年度以降もニーズと行程を把握した上での継続実施を考えています。 <p>〔館および展覧会等に関する広報〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合文化センターに文化交流ゾーン構成施設等専用「広報チラシラック」を設置し、客の多いエリアにラックを移動するなど、館および展覧会等の広報を実施していきます。 <p>〔インターネットを活用した広報〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合博物館や美術館の情報提供として、「ホームページへのリンク貼り付け」、「イベント情報の登録」を行うなど文化交流ゾーンとしての魅力を発信していきます。 フェイスブック、ツイッターでの情報発信に力を入れており、文化交流ゾーン構成館同士でリツイート等の相互情報拡散を行い、相乗効果を狙っていきます。 <p>〔アンケート・利用状況の集計・分析について〕</p> <p>利用者・未利用者からの意見・要望を把握し、指定管理業務に役立てるように努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合博物館・美術館で行われる常設展、企画展で扱っているアンケートの項目をもとに両館直営部門の職員と協議の上、一部変更し活用します。決定したアンケート項目につきましては、事業団が集計・分析し、報告します。 未利用者へのリサーチは、外注で行うにも、職員等が直接行うにも、多大な委託コスト、人的コストがかかることが予想されます。今回の事業計画では施設の維持管理等に大きくコストを割いていることから、当業務を総合文化センターで発行しているMニュースの誌面に未利用者の声をハガキで返信してもらう等の工夫により収集できないか検討しています。既存のツールを使ってコスト削減にも努めていきます。なお、アンケート項目につきましては、申請要項のとおり、県と協議の上、決定します。 <p>〔来館者サービス向上につながる独自の提案〕</p> <p>今回の総合博物館・美術館の指定管理については、一部指定管理のため、県直営部門と相談しながら、来館者サービスが向上する取組を模索していきたいと思っております。</p> <p>(提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> スペシャリティ感のある「いろいろアーティストとアーティストになってみよう」 総合博物館・美術館にも立ち寄る「東紀州そうぶんバスツアー」 インフォメーション窓口の情報共有化によるサービス向上 	<p>357点</p>	
<p>4 事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費を削減し、管理の効率化を図るものであること</p>	<p>①収支計画の積算の考え方 収入・支出の積算と提案事業内容との整合性が図られているか 提案された事業が十分実施できる収支計画となっているか</p>	<p>県が、指定期間中に支払う施設の管理に要する経費（以下「指定管理料」という。）の総額は、次に示す額を上限とします。 各年度において県が指定管理者に支払う指定管理料は、各会計年度の予算の範囲内において別途締結する年度協定に基づき支払います。 指定管理料の額 347,664千円以内（2年間）（消費税及び地方消費税を含む。） (内訳) 各年度における指定管理料概算額 平成30年度 173,212千円 平成31年度 174,452千円 ※平成30年4月1日から平成31年9月30日までは消費税率8%で計上し、</p>	<p>70点 ×5人 =350点</p> <p>指定管理料の大半を施設維持管理料に予算化する計画となります。また、その委託業者の指揮監督としての側面と来館者の苦情・トラブル、非常時における指定管理業務内での危機管理の側面からも原則として事業団の常駐職員の配置が必要と考えており、人件費も一定のウェイトを占める計画となっています。収支計画については、安全・安心である施設維持管理レベルを担保しつつ、今後、支出削減が図れる方法を模索していきます。</p> <p>〔収支計画の積算の考え方〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 委託費（施設維持管理業務、展覧会・観覧券等業務）については、総合文化センターを運営してきたことから、職員の経験やノウハウ、専門性とISO9001システムの運用に 	<p>296点</p>	

		平成31年10月1日から平成32年3月31日までは消費税率10%で計上 なお、決算額が基準額（基準額が協定で定める指定管理料を超える場合は、協定で定める指定管理料）を下回った場合、その差額の2分の1を県へ返還するものとします。 (参考) 上記には、今回、総合文化センター（図書館を除く。）の指定管理に業務の追加を行う図書館分の指定管理料は含んでいません。		より適切な委託業者の管理監督が行えることに加え、毎年度、委託業務の統廃合や複数 年契約、再点検回数やポスト数の見直し等を地道に行ってきた結果、委託費は、ピーク 時から2.5億円の削減に成功しており、直近決算では最少金額付近で推移しています。 ・広報関連費については、Mニュース等の既存ツールの活用と既存事業の改良等による事 業連携によって、非常に高い費用対効果が得られると考えています。 ・人件費については、事業団内の人事異動等により、経験年数の豊富な中堅職員の配置を 予定しています。	
②コスト削減の 考え方	県費負担軽減につながっているか 実効性があり、かつ創意工夫がある経 費の効率化方策が提案されているか			[コスト削減の考え方] ・未利用者へのアンケート実施・分析については、Mニュースといった既存のツールを使 うことにより、外注した場合に比べ、相当なコスト削減につながると考えています。 ・自前のできる修繕は、常駐職員や総合文化センターに配置している施設管理専門職員に より、極力直営施工による修繕を行うなど、最も安価かつ適切な方法で施設の維持管理 をします。	
③収入確保に関 する独自の提 案	新たな収入確保につながるような独自 の提案がなされているか			[収入確保に関する独自の提案] ・総合博物館・美術館の情報を強化したMニュースを年に4回・20,000部(発行部数は40,000 部)、県内各地に向けて新聞への折込をします。これまで総合博物館、美術館にお越し いただけていない層にも情報を受け取ってもらえることから、新しい来館者開拓につ ながると考えています。 ・M祭！等での事業連携により新たな人の流れをつくり、来館者増・県収入増をめざしま す。	
5 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を 安定して行うために必要な人員および財政的基礎を有し ていること			60点 ×5人 =300点	273点	
①組織および人 員の確保、職員 の雇用形態等	事業計画書に沿った管理運営を行える 人員の確保、組織体制および責任体制 が適切なものとなっているか	人員配置等 ・施設を効果的・効率的に管理運営できる組織体制、責任体制としてください。 ・施設を効果的・効率的に管理運営できる人員配置、勤務体制としてください。		[組織および人員の確保、職員の雇用形態等] 経験年数の豊富な中堅職員の常駐配置が必要と考えています。	
②業務内容に応 じた職員の配 置、勤務ローテ ーション	提案事業の内容が実行できる人員配 置、勤務体制となっているか			[業務内容に応じた職員の配置、勤務ローテーション] ・経験の豊富な中堅常駐職員の配置を予定しており、そのフォローに総合文化センターで 実務経験の長い総務部施設管理係内の職員が当たり、組織力でも対応し、安定した維持 管理を進めていきます。 [組織体制] 経営者：1名 総務部（企画広報・施設管理・管理部門）：15名 施設利用サービスセンター（施設貸出サービス部門）：22名 文化会館（文化事業部門）：13名 生涯学習センター（生涯学習事業部門）：11名 男女共同参画センター（男女共同参画事業部門）：10名 全72名 ※ 総合博物館および美術館の指定管理業務については、総務部が担います。	
③職員の人材育 成の基本的な 考え方、職員研 修計画等	人材育成方針、研修体制が効果的かつ 適切なものとなっているか	人材育成 ・サービスの向上を図るため、配置する職員全員が業務全般を理解し、対応できるよう、 職員の研修を定期的に行うとともに、人材育成方針を策定してください。 ・公の施設の管理者として必要な人権研修、救急救命研修等を定期的に行ってください。		[職員の人材育成の基本的な考え方、職員研修計画等] ・ISO9001 教育訓練の研修制度による職員の研修、資格取得を推進します。 ・公の施設の管理者として必要な研修として、業務に直結する資格については事業団が費 用負担し、それ以外の資格・講習についても、福利厚生や特別研修制度の枠組みで支援 しています。	
④持続的・安定的 に運営できる 財政的基礎	施設を継続的・安定的に運営できる能 力があるか、又は施設経営の実績があ るか			[持続的・安定的に運営できる財政的基礎] 財政的基礎は以下のとおり安定しており、財政的リスクの備えは万全と考えています。 ・資本 20億円を保有 ・長期・短期とも借入金なし ・リスク管理に備えた内部留保金を保有 ・独自の法人協賛会員制度により、毎年度の安定的寄付金収入あり ・資本運用による運用益あり	
総合審査結果			1,900点	1,716点	

指定管理候補者とした団体の名称等

<p>団体の名称等</p>	<p>所在地 三重県津市一身田上津部田 1234 番地 名称 公益財団法人三重県文化振興事業団 代表者 理事長 雲井 敬</p>
<p>選定委員会の講評</p>	<p>委員会における審査基準に基づく審査により、申請者を指定管理候補者として相応しいと判断する。 (選定理由) ・総合博物館および美術館の特性や目的、役割、さらには県立文化施設の集積の利点を生かした施設運営の必要性等を十分に理解しており、指定管理業務の遂行を通じて、県が進める「文化と生涯学習の振興」施策の目的実現への貢献が期待できること ・第2種電気主任技術者等の資格を有する施設管理専門職員をはじめとする職員のスキルとノウハウ、ISO9001に基づく自己評価体制等を生かし、安全・安心を最優先とした施設運営と維持管理コストの削減が期待できること ・両館とのこれまでの広報や事業での連携実績をふまえ、これを継続・強化する計画となっており、文化交流ゾーン全体の魅力の効果的なPRや、これを通じた文化交流ゾーン構成施設の一層の利用促進が期待できること ・利用者の意見・要望の把握とその後の管理運営への反映に積極的な姿勢を有するとともに、これまで実施していない未利用者の意見収集を効率的に実施する計画となっており、これらにより、両館施設等の一層適切な維持管理や県民サービスの向上が期待できること</p>

1 高等学校生徒募集定員に係る公私比率等検討部会の開催状況について

1 設置の経緯

高等学校の生徒募集定員については、高等学校生徒募集定員に係る公私比率等検討部会（以下「部会」）が平成25年12月に提言（資料1）としてまとめた平成33年度までの方向性をふまえ、年度ごとに公立高等学校協議会で協議を行い策定しています。

県内の中学校卒業生数が平成29年3月から平成33年3月までの4年間で、約1,800人と大幅に減少することや、公立高等学校協議会において、提言の方向性について検証が必要であるとの意見が出されたことから、本年9月に部会（学識経験者、県立高等学校長代表、県私学協会代表、公立小中学校長代表、公立学校教員代表、私立学校教員代表、県PTA連合会代表、私立学校保護者代表、市町等教育委員会代表、企業関係者）を改めて設置し、これまでの募集定員の策定状況や公私比率等の検証と、平成33年度までの公私比率等のあり方について検討を行っています。

これまで部会を2回開催し、概要は以下のとおりです。

2 開催状況

(1) 第1回検討部会（9月4日）

公私比率の推移（県全体・地域別）、中学校卒業生の進学状況等を資料として、部会の提言をふまえた高等学校の募集定数の策定状況等について検証を行いました。主な意見は次のとおりです。

- すべての中学3年生の進路実現が一番の願いである。生徒の進路保障の実現を第一に議論を進めてほしい。
- 生徒や保護者の普通科志望が高くなっているが、地域人材の育成や豊かな進路選択実現の観点からは、多様な学科やコースの配置が不可欠である。
- 人口の少ない地域においても、高校があることにより、中学生の進路が保障されることが大切である。
- 県立高校の定員を削減し、私立高校の定員をある程度保つことは、保護者の視点から見て、経済的に厳しい家庭がある中で学費の高い私立高校の定員の比率が増加すること、専門学科は県立高校にしかなく、比率が下がれば生徒の選択肢の幅が狭まってしまうことなどの問題がある。
- 魅力化・特色化によって、県立高校が私立高校より選ばれているかは疑問である。仮に、県立高校と私立高校の修学費用の差が少なければ、もっと私立高校が選択されるのではないか。私立高校については、急激な経営方針の転換が難しいということも考慮すべきである。
- 私立高校は毎月の学費だけでなく、入学時の納入金も県立に比べて高額なため、経済的に厳しい家庭もあるので、合格が決まっても、県立高校の再募集を受検するケースが見受けられる。

- ・ 地域ごとの方向性を提言としてまとめても、その方向性に沿って私立高校が定員を減じなければ意味がないのではないか。

(2) 第2回検討部会 (11月7日)

提言で示された公私比率等の方向性の検証と、平成33年3月までの公私比率等のあり方について協議を行いました。主な意見は次のとおりです。

- ・ 生徒・保護者にとって行きたい高校が身近にあることが大切であり、経済的に厳しい家庭もあるので、子どもたちの立場から三重の教育を保障していく考え方が必要である。
- ・ 私立高校の定員を減らすことは、経営上の問題が大きい。このことに対して、募集定員の策定で私立高校の比率がもう少し高くなるよう工夫してほしい。
- ・ 私立高校への補助は、全国と比べると三重県は低いにも関わらず、私立高校はよく努力している。入学者が定員を超過している学校は、魅力ある学校づくりに取り組んだ成果である。この成果を評価して策定に取り組んでほしい。
- ・ 私立高校が定員を減らさないということではないが、私立高校はそれぞれ一校で経営しているので、維持するためには最低限必要な規模がある。教員も急には減らすことができない。
- ・ 中学校卒業生の減に対し、県立高校は統廃合や定員を減らすことで対応してきたが、小規模になり過ぎている高校もある。特に、南部地域は、県立高校だけで定員を減らすのは限界がある。
- ・ 県外の私立高校への進学者が一定いることから、それらの高校の状況を分析するなど、もっと視野を広げて各学校が特色化をどう図っていくかの議論が必要である。
- ・ 中学校卒業生が大きく減少する中、募集定員の策定について急激に方針を変えることは現場が混乱する。生徒減への対応は、県立高校・私立高校とも応分の負担をしなければ、県民は納得しないのではないか。

※ 協議をふまえ、次の2点については引き続き平成33年度までの方向性としていくことが確認されました。

- ① 募集定員は、公私比率をあらかじめ設定するのではなく、中学校卒業生数の増減に応じて年度ごとに協議を行い策定する。
- ② 県立高校・私立高校は、ともに公教育を担い、双方がそれぞれの役割を果たしながら、生徒・保護者の幅広い学習ニーズに答えていくことが必要である。

3 今後の進め方

第1回と第2回の部会での意見をふまえ、第3回部会(12月14日)と第4回部会(平成30年2月予定)で、平成33年度までの公私比率等のあり方について協議し、部会として方向性をとりまとめて平成30年3月に公私立高等学校協議会に報告します。

今後の高等学校生徒募集定員における公私比率等について

平成25年12月20日

高等学校生徒募集定員に係る公私比率等検討部会

「高等学校生徒募集定員に係る公私比率等検討部会」は、三重県の高等学校生徒募集定員総数が近い将来に大きく減少することが予測される中、高校教育における公立と私立の役割を踏まえた中長期的な公立・私立の募集定員比率等のあり方について検討しました。

ここに、その結果を、三重県公立高等学校協議会（以下、「公私協」といいます。）に提言します。

1 高等学校生徒募集定員の策定

本県の高等学校の生徒募集定員は、公私協の場で、前年度および近年の中学校卒業者の進路状況の検証や、公立・私立高校の教育上の諸課題についての検討を行いながら、県民からの理解が得られるよう、年度ごとに策定されてきました。

全日制高等学校の生徒募集定員総数は、高校への進学を希望する中学生等の進路を保障するという観点を重んじながら、公立・私立双方が年度ごとにそれぞれの募集定員案を持ち寄って検討を行い、生徒の学校選択の幅がより広くなるよう重なり部分を設けつつ、策定されています。

その結果、平成26年度の生徒募集定員は県立高校が13,065人、私立高校が3,715人で、公私比率は78.0:22.2（重なり0.1%）※となりました。

年度ごとに中学校卒業生数が増減するなか、生徒募集定員は、今後もこれまでと同様に、将来的な公私比率等をあらかじめ設定するのではなく、公私協の場で年度ごとに協議を行い策定することが必要です。

※平成26年度の県内高校への入学見込者数 16,756人

県立高校の募集定員の比率 $13,065人 \div 16,756人 = 77.97\%$

私立高校の募集定員の比率 $3,715人 \div 16,756人 = 22.17\%$

重なり的人数・比率 $(13,065人 + 3,715人) - 16,756人 = 24人$

$24人 \div 16,756人 = 0.14\%$

2 県立高校と私立高校の役割と今後の公私比率等のあり方

県立高校と私立高校は、ともに公教育を担い、生徒・保護者の幅広い学習ニーズに応えるため、双方がその役割を果たしています。具体的には、県立高校は県が県内の広域にわたり学校を設置し、教育サービスを保護者負担の面で受けやすくすること等により教育を受ける機会を保障するとともに、普通科のほかに専門学科や総合学科を設置するなど、多様な選択を可能にしています。一方で私立高校は、国・地方公共団体以外の者が設置し、設置者独自の建学の精神に基づき、県立高校にはない特色ある教育活動を展開したり、併設中学校と中高一貫教育を実施したりするなど、個性豊かな教育活動を展開しています。

本県の中学校卒業生数は、今後大きく減少することが見込まれており、それに伴い高等学校生徒募集定員も減じていかなければならない状況にあります。県立高校については、県立高等学校活性化計画（平成25年3月）を踏まえ、学校の統廃合を含めた適正規模・適正配置の推進について、地域の声を聞きながら引き続き検討を進めていくこと

が必要です。一方、私立高校については、今後の生徒減少を見越した経営改善に取り組む必要があります。このような状況のなか、県立高校と私立高校は、互いに切磋琢磨し、また協力し、一層の特色化・魅力化を図っていくことが求められます。

このことから、今後の生徒募集定員の公私比率等については、将来的な比率を確定的に定めるものではないものの、中長期的な方向性を明らかにする必要があります。その際、県立高校と私立高校の設置状況や中学校卒業者の増減および進学状況等が地域によって異なることから、地域ごとに方向性を明らかにすることが必要です。

なお、以下に示す今後の公私比率等の中長期的な方向性については、高校教育の多様な選択肢の維持・充実や学校の特色化・魅力化の推進が図られているか等の観点から、5年後（平成30年度）を目途に再度、当部会等の場をあらためて設置し、検証を行います。ただし、状況に応じ、必要があれば、なお早期に実施することとします。

3 県内各地域における公私比率等の中長期的な方向性

(1) 桑名・四日市地域、鈴鹿・津地域

桑名・四日市地域には全日制の県立高校が16校、私立高校が4校あり、鈴鹿・津地域には全日制の県立高校が14校、私立高校が3校あります。人口規模が大きく学校数が多いこれらの地域では、私立高校についても県内の約3分の2にあたる数の学校があり、県立高校にはない特色ある教育活動が展開されていて、公私双方により高校教育の多様な選択肢が保障されてきています。これらの地域をあわせた公私比率は77.6:22.4（平成26年度募集定員）であり、県全体の比率と大きく変わりません。近年の入学状況をみると、私立高校で比較的大きな欠員が生じています。

中学校卒業生数はここ数年増減を繰り返してきており、募集定員が増加した学校もありましたが、今後は減少傾向にあり、中長期的には募集定員の減少が進むと考えられます。その際、当面は現状の学校数のまま、一部の学校の募集定員が減じられることが考えられます。

こうしたことを踏まえ、これらの地域の今後の募集定員については、公私の比率として、県立高校の比率が現在よりもやや低く、私立高校の比率がやや高くなるように、定員策定がなされる必要があります。その際、少子化の進行状況、中学生等の進路希望状況等を十分に考慮しながら、引き続き、中学生等の進路を保障するという観点を重視し、策定を進めることが求められます。こうした中で、高校教育の多様な選択肢の維持・充実が図られ、各学校の一層の特色化・魅力化が進められるよう、公私双方が努めていく必要があります。

(2) 松阪地域

この地域には全日制の県立高校が6校、私立高校が1校あり、公私双方により高校教育の多様な選択肢が保障されてきています。公私比率は68.2:31.8（平成26年度募集定員）であり、県全体の比率よりも、公立が低く、私立が高くなっています。近年の入学状況をみると、公私ともに大きな欠員は生じていません。今後の中学校卒業生数は、県内の他の地域と異なり、減少幅が比較的小さいと予測されています。

こうしたことを踏まえ、この地域の今後の募集定員については、公私の比率において、現在と大きく変わらないように、定員策定がなされる必要があります。その際、少子化の進行状況、中学生等の進路希望状況等を十分に考慮しながら、引き続き、中学生等の進路を保障するという観点を重視し、策定を進めることが求められます。こうした中で、高校教育の多様な選択肢の維持・充実が図られ、各学校の一層の特色化・魅力化が進められるよう、公私双方が努めていく必要があります。

(3) 伊勢地域

この地域には全日制の県立高校が9校、私立高校が2校あり、公私双方により高校教育の多様な選択肢が保障されてきています。公私比率は74.7:25.3（平成26年度募集定員）であり、県全体の比率よりも、公立がやや低く、私立がやや高くなっています。近年の入学状況を見ると、県立高校で多くの欠員が生じています。今後は、中学校卒業生数の大幅な減少が予測されており、中長期的には募集定員の減少が大きく進むと考えられることから、県立高校の適正規模・適正配置の推進について、地域社会活性化の視点も踏まえながら検討が進められています。

こうしたことを踏まえ、この地域の今後の募集定員については、公私の比率において、現在と大きく変わらないように、定員策定がなされる必要があります。その際、少子化の進行状況、中学生等の進路希望状況等を十分に考慮しながら、引き続き、中学生等の進路を保障するという観点を重視し、策定を進めることが求められます。こうした中で、高校教育の多様な選択肢の維持・充実が図られ、各学校の一層の特色化・魅力化や学ぶ環境の整備が進められるよう、公私双方が努めていく必要があります。

(4) 伊賀地域、尾鷲・熊野地域

伊賀地域には全日制の県立高校が6校、私立高校が1校あり、公私比率は87.9:12.1（平成26年度募集定員）です。尾鷲・熊野地域には、県立高校が3校で、私立高校はありません。これらの地域では、県立高校が高校教育の中の大きな部分を担っていることから、1校の中に普通科と専門学科を設置したり、普通科を総合学科に改編したりすること等により、高校教育の多様な選択肢を保障してきました。近年の入学状況を見ると、県立高校（伊賀地域、尾鷲・熊野地域）と私立高校（伊賀地域）ともに、欠員が生じています。今後は、中学校卒業生の大幅な減少が予測されており、中長期的には募集定員の減少が進むと考えられることから、伊賀地域と熊野地域では高校の統廃合を含めた適正規模・適正配置の推進について、地域社会活性化の視点も踏まえながら検討が進められています。

こうしたことを踏まえ、これらの地域の今後の募集定員は、少子化の進行状況、中学生等の進路希望状況等を十分に考慮しながら、引き続き中学生等の進路を保障するという観点を重視しつつ、策定される必要があります。その際、これらの地域では、公立が高い比率（伊賀地域）またはすべて（尾鷲・熊野地域）を占めている現状があることから、公私比率が現在と大きく変わらないように、定員策定がなされていくと考えられます。こうした中で、主に県立高校が、高校教育の多様な選択肢の維持・充実を図るとともに、各学校の一層の特色化・魅力化や学ぶ環境の整備を進めていく必要があります。

4 公私双方による高校教育充実のための取組

県立高校と私立高校は、今後ともに、高校教育の多様な選択肢をできる限り維持し、学校の一層の特色化・魅力化をさらに進める必要があります。そのために、募集定員の策定、高校入学者選抜がより適切な制度および運用となるための検討に加え、教育上の諸課題の共有、教育内容の改善等について、引き続き公私協の場で協議を進めることが必要です。

<参考1>

平成26年度募集定員（全日制）における各地域別の学校数・募集定員・公私比率など

●桑名・四日市地域

学校数 県立高校 16校：私立高校 4校

募集定員 県立高校 4,600人：私立高校 1,220人=79.0：21.0

欠員のある高校数と人数（H25選抜） 県立高校2校2人：私立高校3校253人

●鈴鹿・津地域

学校数 県立高校 14校：私立高校 3校

募集定員 県立高校 3,760人：私立高校 1,200人=75.8：24.2

欠員のある高校数と人数（H25選抜） 県立高校3校11人：私立高校2校64人

●松阪地域

学校数 県立高校 6校：私立高校 1校

募集定員 県立高校 1,200人：私立高校 560人=68.2：31.8

欠員のある高校数と人数（H25選抜） 県立高校2校19人

●伊勢地域

学校数 県立高校 9校：私立高校 2校

募集定員 県立高校 1,665人：私立高校 565人=74.7：25.3

欠員のある高校数と人数（H25選抜） 県立高校5校101人

●伊賀地域

学校数 県立高校 6校：私立高校 1校

募集定員 県立高校 1,240人：私立高校 170人=87.9：12.1

欠員のある高校数と人数（H25選抜） 県立高校2校29人：私立高校1校78人

●尾鷲・熊野地域

学校数 県立高校 3校：私立高校 0校

募集定員 県立高校 600人：私立高校 0人=100.0：0.0

欠員のある高校数と人数（H25選抜） 県立高校3校49人

●県全体

学校数 県立高校 54校：私立高校 11校

募集定員 県立高校13,065人：私立高校 3,715人=77.9：22.1（※）

欠員のある高校数と人数（H25選抜） 県立高校17校211人：私立高校6校395人

※ 平成26年度の県内高校への入学見込者数である16,756人に対する公私比率は、公：私=78.0：22.2（重なり0.1%）となる。

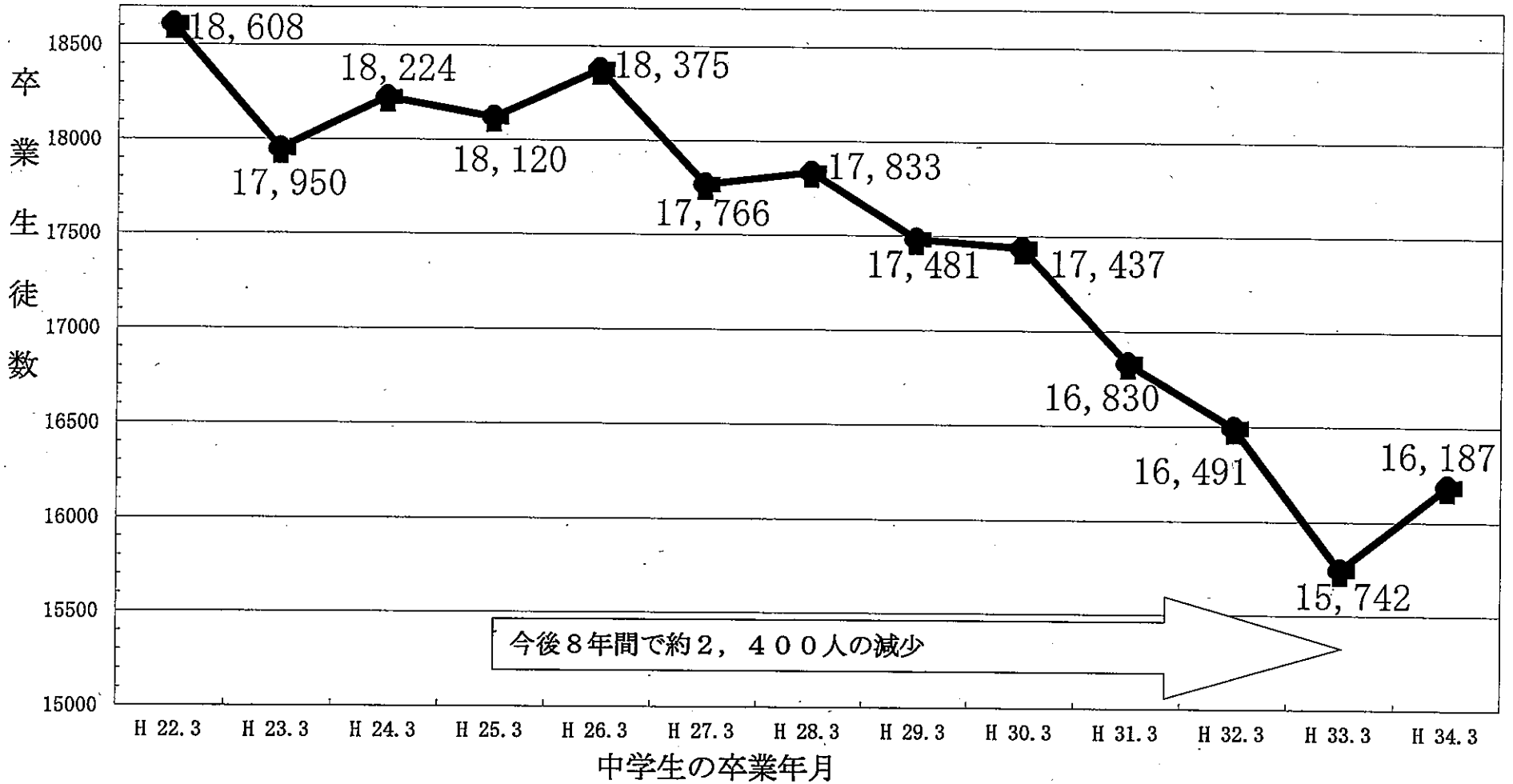
※ 愛農学園農業高校・日生学園第二高校・ウィッツ青山学園高校を含まない。
この3校を含んだ募集定員の公私比率は、公：私=76.8：23.2（H24文科省統計）となる。

三重県中学校卒業者の推移と予測(含社会増)

平成25年5月1日調査

<参考2①>

三重県教育委員会事務局教育総務課調べ

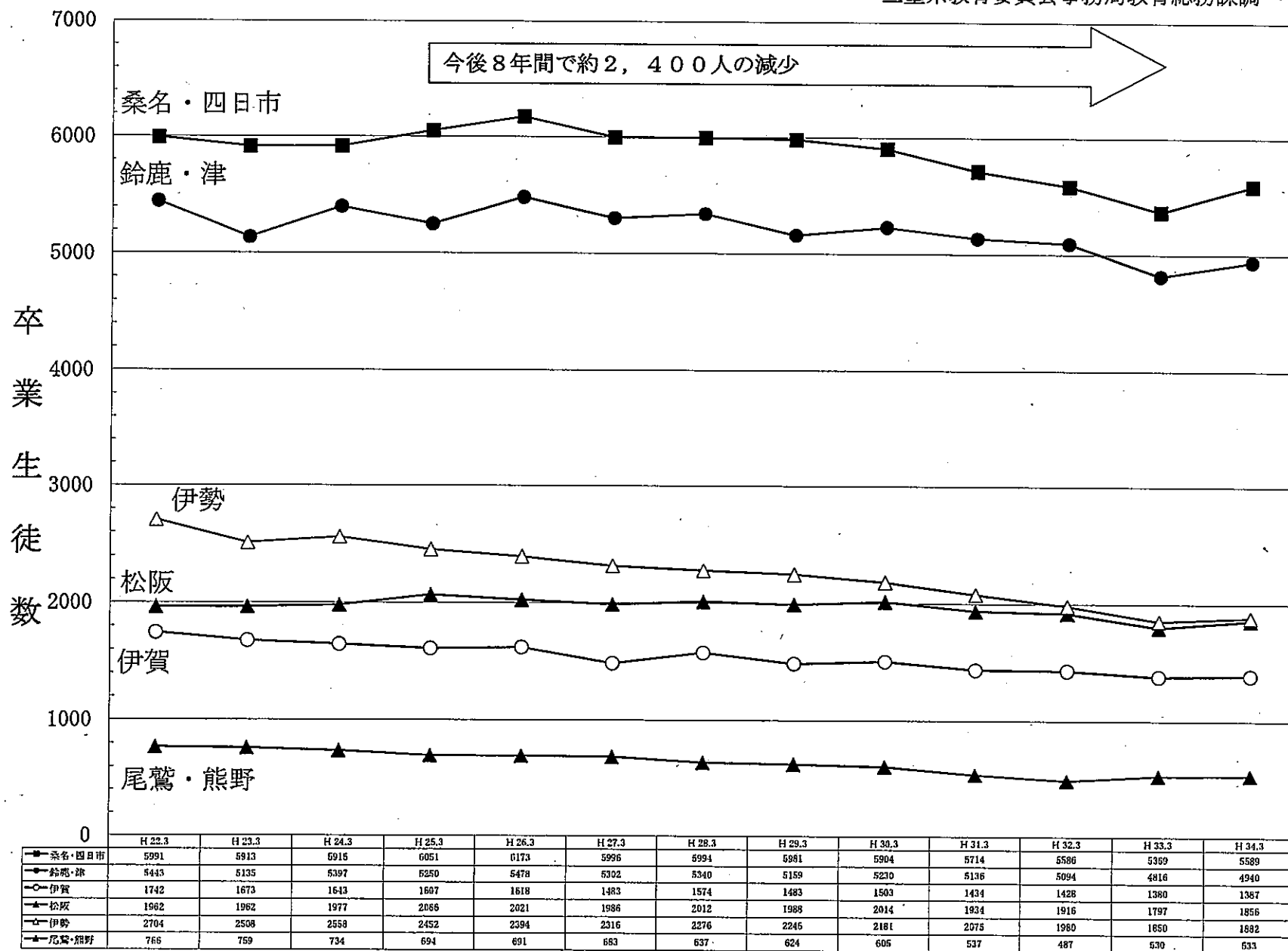


三重県中学校卒業者の推移と予測(含社会増・地域別)

平成25年5月1日調査

<参考2②>

三重県教育委員会事務局教育総務課調べ



2 汚染土壌処理業に関する指導要綱の制定について

1 制定の背景と経緯

汚染土壌の適正処理の確保を目的として、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下、「法」という。）が平成21年4月に改正され、都道府県知事が汚染土壌の処理を業として行う者を許可する制度が設けられました。

汚染土壌処理施設の設置にあたっては、周辺環境の悪化を懸念する地元住民等とのトラブルや他法令等を所管する関係機関、市町との調整不足によって生じる事業リスクなど、さまざまな問題が顕在化してきました。

今後、土壌汚染に対する社会的な関心の高まりとともに、汚染土壌処理業に関する相談も増加すると考えられることから、事業者が事前に行う手続を明示した要綱を制定することとしました。

本要綱の制定にあたっては、平成29年10月5日の環境生活農林水産常任委員会でその方向性を報告したほか、パブリックコメント、市町への意見照会等をふまえ、今回、最終案として取りまとめました。

2 パブリックコメント等の状況

県民の方々から広く意見を聴くため、平成29年10月21日（土）から平成29年11月20日（月）までの間、パブリックコメントを実施するとともに、関係市町にも意見照会を行いました。意見の提出はありませんでした。

3 最終案の概要

(1) 目的

制定予定の要綱は、法第22条第1項または法第23条第1項に規定する許可を受けようとする者に対して、汚染土壌処理業許可申請前の手続について、必要な事項を定めることにより、事業者と地元住民等との信頼形成、円滑な手続の促進および周辺環境の保全に配慮した施設の設置を図ることを目的とします。

(2) 主な規定内容

- ① 法の所管部署（環境生活部）との事前協議
- ② 関係機関（関係市町含む）との事前協議
- ③ 地元住民等への周知

(3) 事業者および環境生活部の主な役割

	① 法の所管部署（環境生活部）との事前協議 ② 関係機関（関係市町含む）との事前協議	③ 地元住民等*への周知
事業者の役割	<p>第3条 事前協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書の提出 <p>第4条 関係機関への意見照会等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前調整会議（必要に応じて開催）において、事業計画の説明 <p>第6条 関係機関との協議及び調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見に対する協議及び調整 ・確認事項協議調整済報告書の提出 	<p>第8条 事業計画の周知等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周知計画書の提出 ・説明会の開催等 ・意見への対応 ・周知対応報告書の提出 <p>第11条 環境の保全に関する協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境の保全に関する協定の締結に努める
環境生活部の役割	<p>第4条 関係機関への意見照会等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書の写しを送付し、意見照会 <p>第5条 確認事項の通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関の意見を集約し、事業者へ通知 <p>第6条 関係機関との協議及び調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の対応状況の確認 	<p>第8条 事業計画の周知等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周知計画に係る指導 ・周知対応の実施確認 ・周知対応報告書の県窓口での縦覧

※地元住民等・・・地元自治会、隣接する土地所有者・使用権限者

最終案の概要については別紙1に、詳細は別冊1にまとめました。

4 今後の予定

平成30年1月

制定・公表

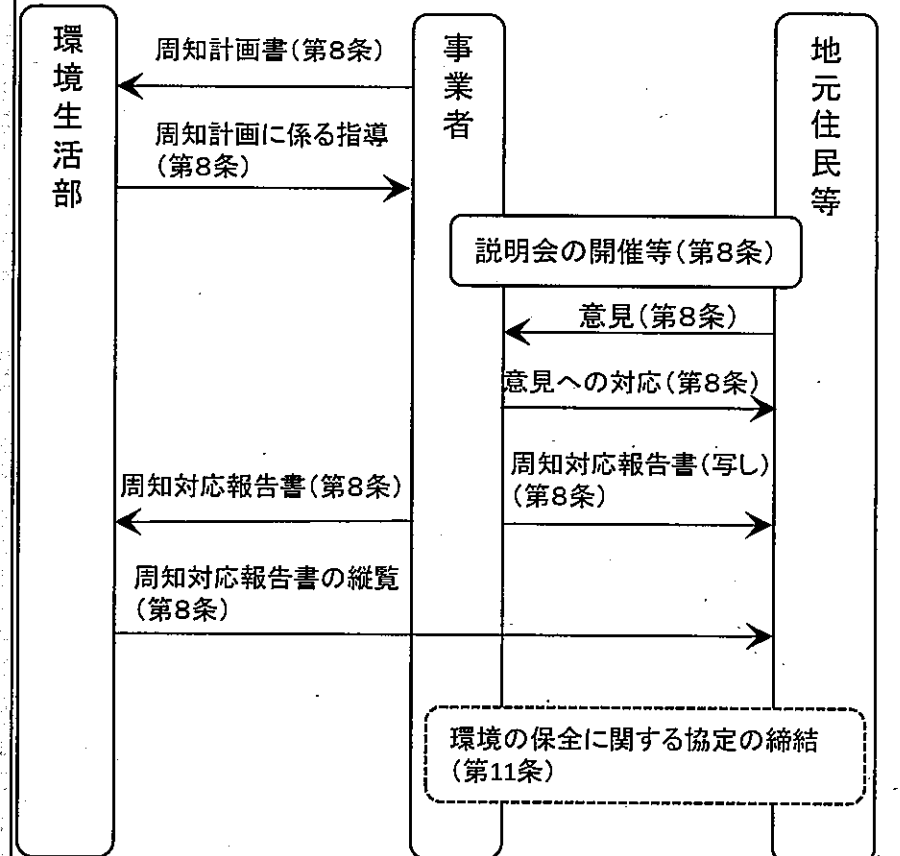
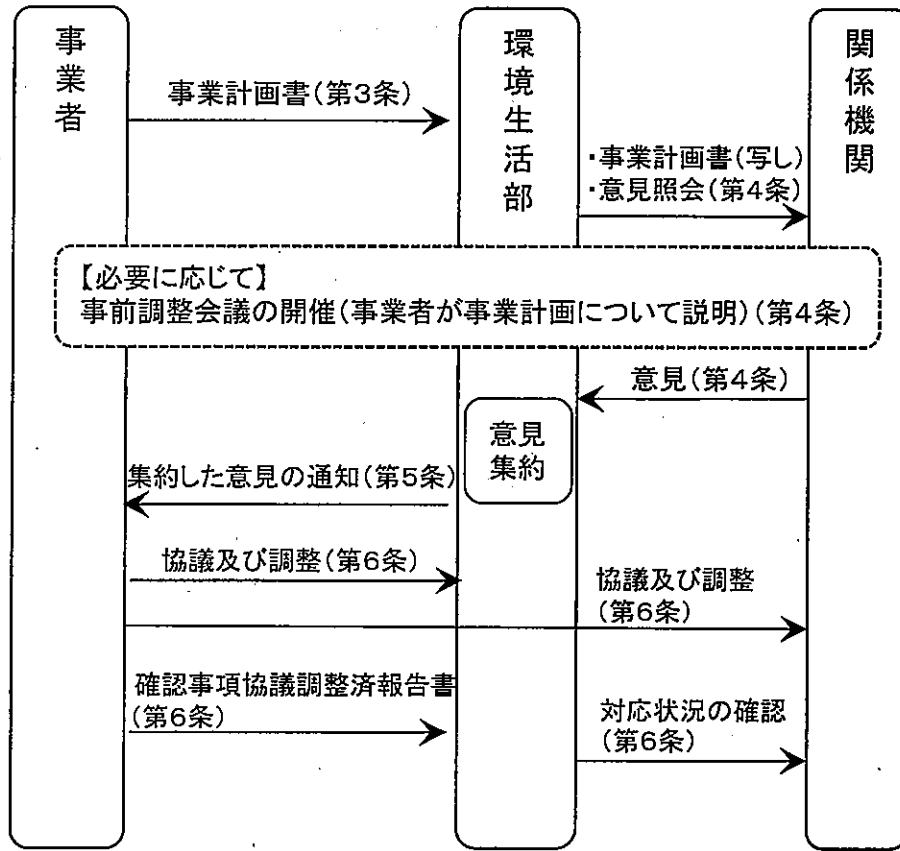
平成30年4月

施行

要綱最終案の概要

- ① 法の所管部署(環境生活部)との事前協議
- ② 関係機関(関係市町含む)との事前協議

- ③ 地元住民等への周知



3 ドローンによる廃棄物監視・測量システムの導入について

1 システムの概要

無人航空機（ドローン）を活用し、産業廃棄物の不適正処理現場を上空から監視するとともに、上空から撮影した写真をもとに3D化した画像から体積を計算し、残存する廃棄物量を正確に把握することができる廃棄物監視・測量システムを導入しました。

2 導入の目的

産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理事業者に対し、適切に指導や行政処分を行うためには、現場の全体像や残存する廃棄物量を正確に把握する必要があります。

従来、防災ヘリや県警ヘリを利用したスカイパトロールにより上空から広域的な監視を行っていますが、不法投棄等の現場を詳細に把握することはできませんでした。また、残存する廃棄物量を把握するために巻尺等を使用して職員による測量を行っていましたが、多くの労力を要することや現場での危険性の問題もありました。

このたび導入したドローンを用いた廃棄物監視・測量システムにより、上空からの迅速な全体像把握と正確な測量を行い、効果的かつ効率的な事業者指導への活用が期待できます。

[運用による効果の例]

	従来	ドローン導入後
3,000m ² 程度の場合		
測量作業時間	4時間	1時間
測量作業人数	10人	3人
測量データ処理時間	12時間	2時間
作業量	52時間・人	5時間・人
測量の精度	歪な形状の場合、精度が下がる。	測量誤差は±5センチ以内で精度が高い。
測量の再現性	測量毎に測定点の設定が必要で、測定誤差が生じやすい。	位置情報を記憶していることから再現性が高い。
写真撮影	地上からの撮影では全体像の把握は困難。部分的に変化があっても把握できない。	上空の多方角から撮影するため、全景を含め、細部まで把握が可能。わずかな変化があっても目に見えて分かる。
安全性	撮影、測量のために危険箇所への立入が必要である。	危険箇所に入らなくても、撮影、測量が可能である。
業務効率の向上性	測量に人と時間が掛かり、行政処分や告発の必要がある重要案件のみに限定している。	短時間で正確な測量が可能である。 定期的な測量により廃棄物保管量の経時変化の把握も可能である。

3 運用状況

廃棄物監視・指導課職員3人が平成29年9月から10月にかけて11日間、実地研修を受講し、同年11月2日に公開で試運転を行いました。現場での運用は、同年11月13日から開始し、6か所（11月末現在）で監視・測量を行っています。

なお、上記職員3人は国土交通省の無人航空機の飛行に関する許可・承認を受けており、県内のほぼ全域で飛行させることができますが、飛行にあたっては、基本的に人がいない場所での飛行を想定しており、周辺の安全の確保に細心の注意を図っていきます。

※参考：動産保険、損害保険(対人、対物5億円)に加入

4 ドローンでの測量事例

現地での撮影状況



ドローンの仕様

重さ：3,440 g
飛行時間
：最大約20分/回
最大速度：94km/h
対角寸法：605mm
カメラ有効画素数
：2,080万画素

上空からの全景



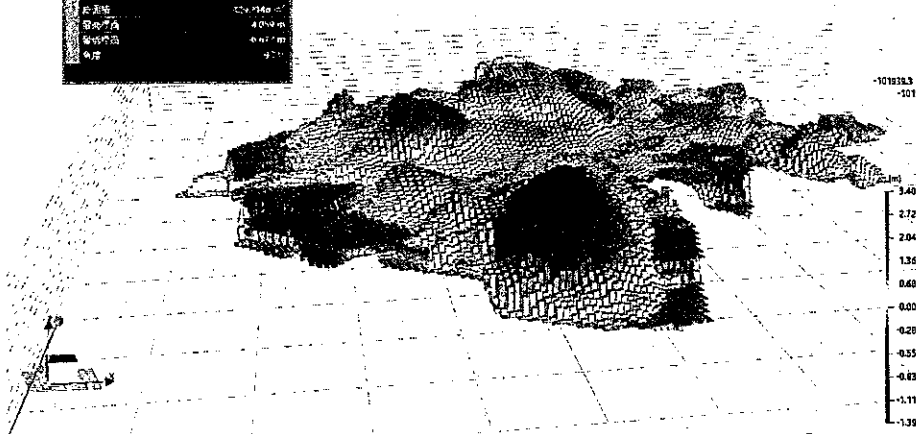


3D化した
画像



体積計算に不要な物を削除した画像

2017年11月16日 08時16分	
2017年11月15日 21時04分	
体積	208.4 m ³
面積	429.2 m ²
高さ	4.06m
体積	169.5 m ³
面積	41.48
高さ	0.10m
体積	26170 m ³
面積	100.14m ²
高さ	4.06m
体積	6.07 m ³
高さ	0.10m



計算結果

体積：208.4 m³
面積：429.2 m²
高さ：4.06m

4 ダイバーシティみえ推進方針(案)について

本年4月に三重県ダイバーシティ社会推進本部を設置し、ダイバーシティ社会の実現に向けて、施策を一層推進するとともに、社会全体で取り組む気運の醸成を図るため、年内を目途に県の推進方針を策定することとしています。

素案に対するパブリックコメント（平成29年10月6日から平成29年11月6日まで実施）等をふまえ、推進方針(案)を取りまとめました。

（概要は別紙1、案は別冊2のとおり）

1 素案からの主な変更

(1) 推進方針の名称

ダイバーシティみえ推進方針
～ともに輝^{きらり}く、多様な社会へ～

(2) 知事メッセージ

ダイバーシティ社会の実現に向けて、県民の皆さんのダイバーシティに対する理解や共感の輪が広がり、一人ひとりの行動につながるようという思いを込めたメッセージ

(3) ダイバーシティの定義などを冒頭に明記

- ・推進方針の性格（県が県民の皆さんとともに取り組んでいこうという決意表明）
- ・ダイバーシティの定義（ダイバーシティ&インクルージョンの意味も含めて使用）

<本文冒頭：関係箇所抜粋>

ダイバーシティ（diversity）は日本語に訳すと多様性です。ここでは、一人ひとりが尊重され、多様性が受容され、さらにそれぞれ違った個性や能力を持つ一人ひとりがよい意味でお互いに影響し合うことにより、個々人では成し得なかった相乗効果を社会に生み出すという「ダイバーシティ&インクルージョン」の意味も込めて、ダイバーシティという言葉を使用しています。

(4) めざすダイバーシティ社会

「一人ひとり違った個性や能力を持つ個人として尊重され、誰もが希望を持って、日々自分らしく生きられる、誰もが自分の目標に向けて挑戦できる、誰もが能力を発揮し、参画・活躍できる社会」

(5) 今後の取組展開

3つの推進の柱ごとに取組展開の方向性を記載

①ダイバーシティの考え方の浸透 ～考え（意識）を変える～

- ・ダイバーシティへの理解、共感促進のための発信
- ・人権尊重およびアイデンティティ確立のための教育 など

②交流・支え合いによる進化 ～行動を変える～

- ・子育て、介護等における地域全体での支え合い、多様性をふまえた防災
- ・スポーツ、観光、ユニバーサルデザインのまちづくり など

③参画・活躍に向けた変革 ～仕組みを変える～

- ・働き方改革やダイバーシティ経営の促進
- ・社会参画、活躍のための教育など学びの段階からの取組、人材育成 など

2 パブリックコメント（平成29年10月6日～平成29年11月6日実施）の状況 別紙2のとおり

3 今後のスケジュール

環境生活農林水産常任委員会におけるご議論等を踏まえ、推進方針を策定します。

ダイバーシティみえ推進方針

きらり ～ともに輝く、多様な社会へ～

(案) 概要

～知事メッセージ～

※推進方針は、三重県が県民の皆さんとともに、ダイバーシティ社会の実現をめざし取り組んでいこうという決意表明

『ダイバーシティの風おこし はじめましょう』

ダイバーシティって？

みんな一人ひとりちがう、いろんな人がいる
そのことをいいなって思い大切にしたい

いろいろな出会いは、世界を広げる
さまざまな視点が、新しいことを生む

一人ひとりを大切に、たがいに思いやり、ともに輝きあう
そんな社会にしていきたい
未来に向けて、ダイバーシティの風を 三重から

三重県知事 鈴木英敬

ダイバーシティ (diversity) は日本語に訳すと多様性ですが、一人ひとりが尊重され、多様性が受容されることで、個人の生きがいや学び、社会の発展や新たな価値創出などにつながります。そうした多様性が受容される社会は、想定外のさまざまな変化へも適応しやすいと考え、三重県は県民の皆さんとともに、ダイバーシティ社会の実現に向け取り組んでいきます。

めざすダイバーシティ社会

性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などにかかわらず『一人ひとり違った個性や能力を持つ個人として尊重され、誰もが希望を持って日々自分らしく生きられる、誰もが自分の目標に向けて挑戦できる、誰もが能力を発揮し、参画・活躍できる社会』

ダイバーシティはプラスであるという考え方

ダイバーシティは、個人・組織・社会にとってプラス

- ①違いを互いに受け入れる →能力発揮
- ②違うことに価値を見いだす →価値観・世界観の広がり
- ③違った能力が掛け合わされる →イノベーション (変革)

発想の転換や見直し (ダイバーシティの視点)

一歩先の未来に向けて6つの視点

- 視点1: 違いを知ること、伝えること
- 視点2: 交流を増やすこと
- 視点3: 互いに支え合うこと

- 視点4: みんなができるという発想を持つこと
- 視点5: 多様かつ柔軟なシステムとすること
- 視点6: 違った目線、考え方を力とすること

今後の取組展開 ～3つの推進の柱～

- ◇ ダイバーシティの考え方の浸透 ～考え (意識) を変える～
- ◇ 交流・支え合いによる進化 ～行動を変える～
- ◇ 参画・活躍に向けた変革 ～仕組みを変える～

多様性を尊重し受け入れる
素地があるという強みを生か
し、チャレンジ

ダイバーシティの風を三重から起こす

2018～19年

2020～21年

2022年～

浸透

発展

拡大

実現を
めざす

別紙2

三重県ダイバーシティ推進方針（仮称）（素案） パブリックコメントの概要と対応状況

1 意見募集期間 平成29年10月6日（金）～平成29年11月6日（月）

2 意見数 22 件

3 項目（素案）別意見数

項目	意見数
全般	3
1. 三重のチャレンジ	9
2. ダイバーシティの考え方	5
3. 発想の転換や見直し	0
4. 今後の展開	5
5. ダイバーシティの風を三重から起こす	0
計	22

4 対応状況

項目	意見数
① 文章の修正、記述の追加等により、反映するもの	14
② 既に反映されているもの	2
③ 施策や事業の実施にあたって参考とするもの	1
④ 反映することが難しいもの	3
⑤ その他	2
計	22

5 主な意見および県の考え方

区分	素案に対する意見の概要	意見に対する県の考え方
全般	全体を通して、働くこととスポーツに重点が置かれている。文化や地域づくりなど、様々な場面でのダイバーシティを考えてほしい。	ご意見をふまえ、全体を通じて、防災、福祉、観光・文化、地域活動などについての記述を盛り込みます。 ①
1. 三重のチャレンジ	これまでの男女共同参画の浸透状況など見ていると、三重県は性別役割分担意識が濃く、特に女性が職業を持つことについての意識が保守的である。三重県が多様性をはぐくみ、多様性に寛容で、それを三重県の強みとしてきたという主張は納得できない。	三重県は、日本の中で、特に地理的、文化的に多様であり、今日にも受け継がれるおもてなしの精神や伊勢志摩サミットの経験などから、多様性を尊重し受け入れる素地があると考えます。 ④
1. 三重のチャレンジ	「企業においては・・・ダイバーシティ経営が注目されています。」について、企業分野においてばかりでなく、家庭、地域、教育、政治等あらゆる分野であらゆる人の活躍が注目されている。活躍以前の民主主義社会における包摂の重要性にも言及すべきである。	ご意見をふまえ、めざすダイバーシティ社会の記述において、「個人は、誰もが社会を支え合う一員として、社会との関わりの中で一人ひとり個性や能力を発揮しています」と修正します。 ①
1. 三重のチャレンジ	「女性、高齢者、障がい者、外国人など…」という例示において、「女性」という言葉のみで記述しており、「男性」という言葉が入っていないことに違和感を感じる。	ご意見をふまえ、例示を修正します。 ①
2. ダイバーシティの考え方	多くの県民は、「ダイバーシティ」という言葉を聞き慣れていないため、理解が進んでいない。重要な部分である「ダイバーシティの考え方」の項目は、冒頭部分に移動すべきである。	推進方針の冒頭の「知事メッセージ」等において、ダイバーシティについて理解や共感を促す知事からの県民へのメッセージや、ダイバーシティの言葉の定義を記述します。 ①
4. 今後の展開	啓発ばかりでなく制度の見直し、結果の評価をフォローアップし、推進していく制度の充実にも取組を強化すべきである。	ダイバーシティの言葉についての県民の皆さんの認知度は低いことから、今後、ダイバーシティの考え方の浸透とともに、庁内横断組織として設置した推進本部等を活用しつつ、ダイバーシティの視点からの施策の一層の推進や、取組展開のフォローを図ります。 ③

5 各種審議会等の審議状況について

(平成29年9月15日～平成29年11月21日)

1 三重県立図書館協議会

1 審議会等の名称	三重県立図書館協議会
2 開催年月日	平成29年9月28日
3 委員	会長 井村 正勝 副会長 岸 葉子 委員 岡野 裕行 他7名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	平成29年度取組方針に基づく事業進捗状況等について協議、意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日：平成29年12月7日

2 三重県総合博物館等指定管理者選定委員会

1 審議会等の名称	三重県総合博物館等指定管理者選定委員会
2 開催年月日	平成29年10月18日
3 委員	委員長 豊田 長康 委員長代理 片山 眞洋 委員 小川 友香 他2名
4 諮問事項	三重県総合博物館及び三重県立美術館に係る指定管理候補者の選定について
5 調査審議結果	申請者から事業計画の概要等に関する説明を受け、審査が行われ、指定管理候補者が選定された。
6 備考	今後の予定：なし

3 三重県環境影響評価委員会 小委員会

1 審議会等の名称	三重県環境影響評価委員会 小委員会
2 開催年月日	(1) 平成29年9月15日 (2) 平成29年9月15日 (3) 平成29年11月17日
3 委員	(1) 小委員会委員長 塚田 森生 他4名 (2) 小委員会委員長 太田 清久 他9名 (3) 小委員会委員長 塚田 森生 他9名
4 諮問事項	(1) 津市波瀬太陽光発電所造成事業に係る環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見について (2) アクア×イグニス多気(仮称)造成事業に係る環境影響評価準備書に対する環境の保全の見地からの意見について (3) 四日市足見川メガソーラー事業に係る環境影響評価準備書に対する環境の保全の見地からの意見について

5 調査審議結果	<p>三重県環境影響評価条例第5条に基づく方法書または同条例第13条に基づく準備書について事業者から説明を受け、方法書または準備書に記載された内容について審議された。</p> <p>(1)については、審議結果を三重県環境影響評価委員会の審議結果とし、平成29年10月10日に答申された。</p> <p>(2)については、審議結果を三重県環境影響評価委員会の審議結果とし、平成29年10月26日に答申された。</p>
6 備考	<p>今後の予定：</p> <p>(3)については、平成29年12月に再度審議を行った上で、審議結果についてとりまとめ、小委員会の審議結果を三重県環境影響評価委員会の審議結果とし、平成30年1月に答申予定。</p>

4 三重県公害事前審査会 小委員会

1 審議会等の名称	三重県公害事前審査会 小委員会
2 開催年月日	平成29年11月9日
3 委員	小委員会委員長 樋口 能士 委員 山崎 晶子
4 諮問事項	中部電力株式会社四日市火力発電所の増設計画に対する公害の防止に関する技術的事項についての意見について
5 調査審議結果	公害事前審査資料について事業者から説明を受け、公害事前審査資料に記載された内容について審議された。
6 備考	<p>今後の予定：</p> <p>審議結果についてとりまとめ、小委員会の審議結果を三重県公害事前審査会の審議結果とし、答申予定。</p>

5 三重県自然環境保全審議会 温泉部会

1 審議会等の名称	三重県自然環境保全審議会 温泉部会
2 開催年月日	平成29年10月27日
3 委員	部会長 大野 研 委員 大沼 章子、布山 裕一、前田 一範、山崎 美幸
4 諮問事項	温泉法に基づく動力装置の許可について
5 調査審議結果	温泉法第11条第1項に基づく動力装置許可申請(志摩市内)について、温泉のゆう出量への影響等の審議が行われた。
6 備考	次回開催日：未定

6 三重県指定特定非営利活動法人審査委員会

1 審議会等の名称	三重県指定特定非営利活動法人審査委員会
2 開催年月日	平成29年10月25日
3 委員	委員長 青木 雅生 副委員長 先浦 宏紀 委員 若林 千枝子 他3名
4 諮問事項	指定特定非営利活動法人の指定について
5 調査審議結果	1件の指定の申出について審議され、「指定の基準に適合すると認めるのが相当である」と答申された。
6 備考	次回開催日：未定